

## 鎌倉市図書館専門業務嘱託員要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市図書館専門業務嘱託員（以下「専門嘱託員」という。）の職務及び勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 専門嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法第261条）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

### (任用)

第3条 鎌倉市教育委員会は、専門嘱託員を採用しようとするときは、司書又は司書補有資格者から公募するものとする。ただし、公募期間が確保できないときは、この限りでない。

2 専門嘱託員の採用に当たっては、あらかじめ内定通知書により採用内定者に通知するとともに、当該採用内定者から承諾書を徴するものとする。

3 第7条第2項の規定により、専門嘱託員の任用期間を更新する場合は、あらかじめ当該専門嘱託員から更新同意書を徴するものとする。

4 専門嘱託員の任用は、鎌倉市教育委員会が委嘱状を交付することにより行う。

### (所属及び勤務先)

第4条 専門嘱託員は、教育部中央図書館に所属し、所属長が指示する中央図書館又は地域図書館において勤務する。

### (職務)

第5条 専門嘱託員は、所属長又は勤務する地域図書館の館長（以下「館長等」という。）の監督のもと、鎌倉市図書館業務嘱託員要綱第5条に定める業務のほか次の各号に掲げる業務に従事する。

- (1) 図書館サービスに関する企画及び運営に関する業務
- (2) 図書館資料の管理に関する業務
- (3) 図書館資料の相互貸借に関する業務
- (4) 鎌倉市図書館業務嘱託員への指導及び助言に関すること
- (5) 前各号のほか、館長等が必要に応じて指示する業務

### (服務)

第6条 専門嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 専門嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等に従い、かつ、館長等の

職務上の命令に従わなければならない。

3 専門嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

4 専門嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任用期間)

第7条 専門嘱託員の任用期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中で採用された専門嘱託員の任用期間は、当該採用日から採用日以後の最初の3月31日までとする。

2 専門嘱託員の任用期間は、5年を限度として更新することができる。また、再度の選考手続きにより、新たに任用することを妨げない。

(勤務日及び勤務時間)

第8条 専門嘱託員の勤務日は1月あたり16日以内とし、館長等の指定する日とする。

2 専門嘱託員の勤務時間は、午前9時から午後5時15分まで（館長等が別に指定する日については、午前11時から午後7時15分までとし、いずれの場合も休憩時間を含む。）とする。

3 専門嘱託員は、出勤したときは、出勤簿に押印し、所属長の確認を得た後その月分の出勤簿を別に定める日までに教育部教育総務課に提出しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第9条 専門嘱託員に対する報酬及び費用弁償は、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和32年5月規則第3号）第3条及び第6条並びに鎌倉市非常勤特別職職員の通勤に係る費用弁償の支給に関する取扱要綱の定めるところによる。

(休暇等)

第10条 専門嘱託員の休暇等は、鎌倉市教育委員会非常勤嘱託員等の休暇等に関する要綱の定めるところによる。

(解職)

第11条 鎌倉市教育委員会は、専門嘱託員が次のいずれかに該当するときは、これを解職することができる。

- (1) 退職したい旨の願い出があったとき。
- (2) 勤務成績がよくないとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。
- (4) 専門嘱託員を置く必要がなくなったとき。

2 専門嘱託員の解職は、前項第1号の場合を除き、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の定めるところによる。

3 専門嘱託員の解職は、解嘱状を交付することにより行う。ただし、任用期間を満了して解職する場合はこの限りでない。

（社会保障等）

第12条 専門嘱託員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

（公務災害補償）

第13条 専門嘱託員の公務上の災害又は通勤上の災害に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者にあつては同法の、鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月条例第27号）の適用を受ける者にあつては同条例の定めるところによる。

（健康診断）

第14条 専門嘱託員に対しては、一般職員に準じて健康診断を実施する。

（館長等の責務）

第15条 館長等は、専門嘱託員の勤務状況を把握するとともに、適切な指導監督に当らなければならない。

（その他の事項）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。